

議案第四十八号

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

港区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年港区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この条例において「障害者」とは、次に掲げる者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、別表に定める程度の障害又は同表に定める疾病を有するものに限る。）をいう。

- 一 身体障害者
- 二 知的障害者
- 三 精神障害者
- 四 特殊疾病者

五 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者  
 第六条中「別表第二」を「別表」に改める。  
 別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表（第二条、第六条関係）

知的障害者	身体障害者		区分
和四十二年三月二十日四十二民 児精発第五十八号）別表一知的 障害（愛の手帳）総合判定基準 表（以下「総合判定基準表」と いう。）のうち、一度、二度又	障害程度等級表のうち、三級	昭五十五年厚生省令第十五号（ 別表第五号に定める身体障害者 障害程度等級表（以下「障害程 度等級表」という。）のうち、 一級又は二級	障害の程度又は疾病
一万五千五百円	七千七百五十円	一万五千五百円	月額

脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者	特殊疾病者	精神障害者		
	区規則で定める疾病	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める障害等級のうち、一級	総合判定基準表のうち、四度は三度	
一万五千五百円	一万五千五百円	一万五千五百円	七千七百五十円	

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区心身障害者福祉手当条例第二条第一項、第六条及び別表の規定は、令和三年十月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年九月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

（説明）

心身障害者福祉手当の支給対象を拡充するため、本案を提出いたします。